

～遊漁船業者登録更新申請書類一覧～

個人	
登録申請者関係	①遊漁船業者登録申請書（様式1号の表面及び裏面） （業務主任者、遊漁船の追加がある場合は、裏面に記載して下さい。）
	②誓約書(様式第2号)※1 2種類あります。両方提出をお願いします。
	③損害賠償保険の保険証券の写し(てん補限度額:1人あたり3千万円以上×旅客定員数) (複数の船を登録している場合は全ての船について提出をお願いします。) 遊漁船を追加する場合は、新たな船についても提出して下さい。
	④使用船舶の船舶検査証書の写し 添付忘れが多いので注意して下さい。 (旅客定員が裏面記載の場合は裏面も必要です。複数の船を登録している場合は全ての船について提出をお願いします。) 遊漁船を追加する場合は、新たな船についても提出して下さい。
	⑤申請者の住民票の妙本又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し) ※⑦の住所と同じなら省略可
	⑥未成年者である場合 その法定代理人の住民票の妙本又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し)
遊漁船業務主任者関係	⑦海技免状、又は小型船舶操縦士免許の写し ※「特定」の表記があること (特定免許の取得には、小型旅客安全講習の受講が必要です) 業務主任者を追加する場合は、追加される方についても提出して下さい。
	⑧遊漁船業務主任者の実務経験を証する書面(様式第3号) 実務経験の期間＝登録の期間として、記載いたして問題ありません。 業務主任者を追加する場合は、追加される方について(実務研修又は実務経験)も提出して下さい。
	⑨誓約書(様式第3-2号)※1 2種類あります。両方提出をお願いします。
	⑩遊漁船業務主任者を養成するための講習会を受講したことを証する修了書の写し※2 業務主任者を追加する場合は、追加される方についても提出して下さい。
	⑪選任した遊漁船業務主任者の住民票の妙本又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し)※⑦に住所記載があれば省略可

※1 誓約書が2種類あります。忘れずに両方ご提出ください。

※2 遊漁船業務主任者講習会の有効期限は終了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年を経過していないこと。

手数料 更新¥12,000 沖縄県証紙を貼り付けてください。

※登録の有効期限が過ぎた場合は¥15,000円必要となります。

※県証紙が購入できない離島からの申請は、郵便為替で受け付けています。

※ 登録している業務主任者、遊漁船に変更がある場合は業務規程の変更部分も併せて提出して下さい。(業務主任者:別表1、10 遊漁船:別表3、4)

～遊漁船業者登録更新申請書類一覧～

法人	
登録申請者関係	①遊漁船業者登録申請書（様式1号の表面及び裏面） 法人名義で記載し「代表者印」を押印して下さい。
	②誓約書(様式第2号)※1 2種類あります。両方提出をお願いします。
	③損害賠償保険の保険証券の写し(てん補限度額:1人あたり3千万円以上×旅客定員数) (複数の船を登録している場合は全ての船について提出をお願いします。) 遊漁船を追加する場合は、新たな船についても提出して下さい。
	④使用船舶の船舶検査証書の写し 添付忘れが多いので注意して下さい。 (旅客定員が裏面記載の場合は裏面も必要です。複数の船を登録している場合は全ての船について提出をお願いします。) 遊漁船を追加する場合は、新たな船についても提出して下さい。
	⑤登記簿謄本(現在事項全部証明書/原本提出)
	⑥役員(取締役、監査役、会計参与)の住民票の抄本又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し)
遊漁船業務主任者関係	⑦海技免状、又は小型船舶操縦士免許の写し ※「特定」の表記があること (特定免許の取得には、小型旅客安全講習の受講が必要です) 業務主任者を追加する場合は、追加される方についても提出して下さい。
	⑧遊漁船業務主任者の実務経験を証する書面(様式第3号) 実務経験の期間＝登録の期間として、記載いただいて問題ありません。 業務主任者を追加する場合は、追加される方について(実務研修又は実務経験)も提出して下さい。
	⑨誓約書(様式第3-2号)※1 2種類あります。両方提出をお願いします。
	⑩遊漁船業務主任者を養成するための講習会を受講したことを証する修了書の写し※2 業務主任者を追加する場合は、追加される方についても提出して下さい。
	⑪選任した遊漁船業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面(運転免許証や住所記載のある健康保険証等の写し)※⑦に住所記載があれば省略可

※1 誓約書が2種類あります。忘れずに両方ご提出ください。

※2 遊漁船業務主任者講習会の有効期限は終了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年を経過していないこと。

手数料 ￥12,000 沖縄県証紙を貼り付けてください。

※登録の有効期限が過ぎた場合は￥15,000円必要となります。

※県証紙が購入できない離島からの申請は、郵便為替で受付けています。

※ 登録している業務主任者、遊漁船に変更がある場合は業務規程の変更部分も併せて提出して下さい。(業務主任者:別表1、10 遊漁船:別表3、4)